

被処分者	認 定 証 番 号	山形県公安委員会 第 240511 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	夢元代行 代表 原田 正則
	主たる営業所が 所在する市町村	酒田市
処 分 年 月 日		令和 8 年 8 月 20 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		令和 7 年 8 月 1 日から延べ 197 日間において、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省令第 62 号）第 4 条に規定する損害賠償責任保険（共済）契約を掛金滞納により失効状態にさせ、代行運転自動車の損害賠償措置を講じていなかったこと
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 22 条第 2 項
処分を行った都道府県		山形県